

入札説明書

京都府中小企業技術センター

【委託業務名】

京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務

【業務実施場所】

〈移転元〉

綾部市青野町西馬場下 38-1 北部産業技術支援センター・綾部内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室

〈移転先〉

綾部市青野町西馬場下 38-1 北部産業創造センター（仮称）内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室

【現場説明】

入札説明書の配布をもってこれに替える。

- 1 公示日
平成29年11月8日(水)
- 2 入札説明書配布期間
平成29年11月8日(水)から11月15日(水)(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 3 契約担当者
京都府中小企業技術センター所長 但馬 幸伸
- 4 契約担当課
京都市下京区中堂寺南町134
京都府中小企業技術センター 総務課
電話 075-315-2811
FAX 075-315-1551
- 5 業務の名称及び数量
京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務 一式
- 6 業務実施場所
〈移転元〉
綾部市青野町西馬場下38-1 北部産業技術支援センター・綾部内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室
〈移転先〉
綾部市青野町西馬場下38-1 北部産業創造センター(仮称)内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室
- 7 業務内容
京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務仕様書のとおり
- 8 委託期間
契約日から平成30年3月30日まで
- 9 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成 29 年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成 29 年京都府告示第 1 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。
- (3) 4 に定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去に理化学機器の移設・運搬業務の実績があり、かつ、履行期限までに確実に履行することができるかと認められる者であること。
- (5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

10 入札参加資格の申請手続

入札に参加を希望する者は、審査申請書及び(2)のエに定める添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等様式の交付期間等

- ア 交付期間 2 に同じ。
- イ 交付場所 4 に同じ。
- ウ 交付方法 アの交付期間に交付する。郵送による交付は行わない。

(2) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間 (1)のアに同じ。
- イ 提出場所 (1)のイに同じ。
- ウ 提出方法 アの提出期間に持参する。郵送による提出は認めない。

エ 添付資料

審査申請書には、誓約書、履行実績調書及び京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付しなければならない。

オ その他

- (ア) 申請書等を提出した者に対し、入札参加資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (イ) 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

11 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、申請書等を提出した者に対し、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知する。

12 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格審査結果の通知日から平成30年3月31日までとする。

13 配布書類

- ① 入札説明書 1部
- ② 京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務仕様書 1部
- ③ 京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務委託契約書案 1部
- ④ 質疑書 1部

14 書類の返却

上記の書類等は毀損・汚損しないようにし、入札後速やかに返却すること。

15 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

平成29年11月24日（金）午前10時

イ 場 所

京都市下京区中堂寺南町134

京都府産業支援センター 5階 第4会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は、名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつてはこの限りでない。

エ 入札参加者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れた時は、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類を熟知の上入札しなければならない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人による入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正し

た入札書で入札した者の入札

オ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札条件に違反した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち、最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が平成29年11月30日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金 免除

18 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

19 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号（※）に該当する場合は、免除する。

20 契約書の作成の要否

要する（配布書類の委託契約書案を参照のこと）。

21 質疑・回答について

(1) 質疑書の提出

ア 別添「質疑書」に記入の上、FAX送信にて行うこと。

質疑書提出期限 平成29年11月15日（水）午後5時

質疑回答 平成29年11月20日（月）午後5時までにFAX回答

なお、FAX送信時に送信した旨の電話連絡をすること。また、提出質疑がない場合も、「質疑事項なし」等記載し提出するとともにその場合も送信時に送信した旨電話連絡をすること。期限までに提出がない場合は質疑がないものとみなす。

イ 提出先

京都府中小企業技術センター中丹技術支援室

電話 0773-43-4340

FAX 0773-43-4341

(2) 質疑回答書の扱い

ア 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件になる。

イ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について全て承知した
ものとして入札を執行する。

(3) 現地調査

現地調査を行う場合は、事前に連絡し了解を得てから行うこと（平成29年11月
14日（火）までの平日午前9時から午後5時まで（昼休みを除く））

連絡先 (1)のイに同じ。

22 その他

(1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

(※) 京都府会計規則第159条第2項第3号

（地方自治法施行）令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別紙－ 1

◎ 入札書の記入例

* 1

(再) 入 札 書

金 額	<u>金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円</u> * 2
業 務 名	京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務
業務場所	〈移転元〉綾部市青野町西馬場下38-1 北部産業技術支援センター・綾部内 京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室 〈移転先〉綾部市青野町西馬場下38-1 北部産業創造センター（仮称）内 京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室
業務仕様書等を熟覧し入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。 <div style="text-align: center;"> 再 * 1 平成 年 月 日 * 3 (住 所) (会社所在地) (会社名) (氏 名) (会社代表者 職氏名) 印 京都府中小企業技術センター所長 様 </div>	

◎ (代理人による入札の場合の記入例)

住所・氏名欄を下記のとおりとする。

住 所	(会社所在地)
	(会社名)
氏 名 代理人 職名	〇〇 〇〇印 * 4

この場合、氏名欄には、必ず代理人の氏名を記入し、受任者印を押印すること。

【記入上の注意】

- * 1) 再入札書は、再入札となった時にのみ使用すること。入札書を使用する場合は、「再」の字を記入し、各々訂正印を押すこと。
- * 2) 算用数字で円単位とする（消費税を含まない。）。訂正したものは無効。
- * 3) 入札年月日とする。
- * 4) 代理入札の場合の印は、別紙委任状の「受任者使用印」を用いること。

委 任 状

私は、 〇〇 〇〇 を代理人と定め、下記の委託業務の入札に関する
一切の権限を委任します。

記

※受任者氏名

委託業務名 京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等
移転業務

受任者使用印

※入札に使用する
代理人の印

平成〇〇年〇月〇日 ← ※入札日

委任者	住 所	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>
	商号又は名称	<u>〇〇〇〇〇株式会社</u>
	委任者の職氏名	代表取締役 <u>〇〇 〇〇</u> □

※会社印、代表者印（支店の場合は支店長印）の押印

受任者	住 所	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>
	商号又は名称	<u>〇〇〇〇〇株式会社</u>
	受任者の職氏名	□□部長 <u>〇〇 〇〇</u> □

※個人印（受任者使用印と同一のもの）の押印

※入札書、入札書を封入する封筒についても同一の印鑑を使用すること。

別紙－3

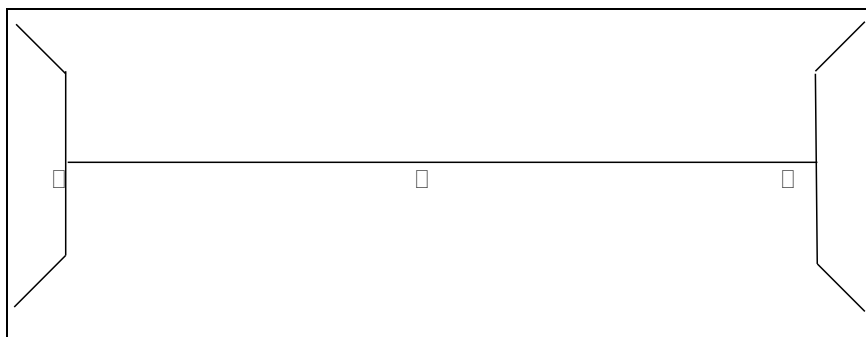
◎入札書封筒の記入例

(表)

京都府中小企業技術センター 所長 様
京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等 移転業務入札書 在中
(※) ○○○株式会社 代表取締役 □□ □□

※ 入札者の会社名及び代表者の職名・氏名を記入
(代理による入札の場合は代理者(受任者)氏名も記載すること。)

(裏) 3か所に入札者印(代理人の場合は代理人の印)で封印する。



注) A4版の入札書が三ツ折で入る大きさの封筒を使用してください。